

論文の和文要旨

氏 名 _____ 野上 玲子 _____

(博士論文の題目)

オリンピックの平和構想に関する実践哲学
—イマヌエル・カントの哲学を手掛かりとして—

(博士論文の要旨)

本研究の問題の所在は、「オリンピックにおける平和とは何か」という問いにある。近代オリンピックは、「平和な社会の推進を目指す」という国際的な使命を持って開催されているにもかかわらず、メダル獲得競争による勝利至上主義、競技場建設による環境汚染、組織ぐるみのドーピング違反など、多くの問題を抱えている。そのため、オリンピックはオリンピックの使命と現実の大会との間の整合性が取れていないとの問題に直面している。このような見解から、本研究の目的は、オリンピックにおける「平和」の意味を根源的に捉え直し、オリンピックの平和構想を原理的に明示することである。

序章では、前述の問題意識のもと、「平和研究」の実相、「スポーツと平和」、「オリンピックと平和」という 3 つの視点から先行研究の検討をした。その結果、オリンピックは、国家間の競争が戦争や暴力に転化されることをできる限り回避しなければならないという課題があり、戦争や暴力を生み出さないための条件を平和的な手段によって提示する必要性を確認した。そして、その平和的な手段を確立させるためには、オリンピックそれ自体の「政治性」の確立が求められるということである。そこで本研究は、カント哲学による平和思想を援用し、オリンピックの事象と照応しながら、オリンピックにおける「敵意のない平和状態」を創るための条件とその平和構想を考察することとした。

第一章では、これまでのオリンピック研究の動向や、オリンピックにおける「平和」の実相、近代オリンピックにおける戦争と暴力との関係史に着目した。オリンピックは、世界中で多くの政治的、宗教的な対立が存在する中で開催されるため、国家や民族同士の「敵意のない平和状態」に基づくオリンピックの平和構想を提示することは重要な課題であることを指摘した。

様式 3 号

第二章では、第一章で議論されたオリンピックの平和構想を検討するために、カントの平和思想を整理した。カントの認識には、戦争は絶対的に「悪」であり、戦争や暴力が起こらないようにする永遠平和の体制を、人間の努力によって創らねばならないという考えがあった。そして、コスモポリタニズムの体制を創設するための国家の条件と、「尊厳」を有する理性的存在者としての人間の条件とがオリンピックの平和構想にとって重要な視点であることを指摘した。

第三章では、前章の議論を受けて、オリンピックのコスモポリタニズムによる体制について検討した。その結果、オリンピック憲章を超える国際法と世界市民法を創ること、各国家や地域に所属する競技者らが「平和連合」をとおして直接的暴力の起こらない平和文化を創造していくこと、「歓待（友好）の権利」のもとに国境を越えて協力しあう体制を創っていくこと、が重要であることを指摘した。

第四章では、これまでの議論を受けて、オリンピックに平和をもたらす人間の条件について検討した。その結果、「意志の自律」を有する「尊厳をもつ人間」が互いに自他を目的それ自体として尊敬しあう「類」として拡散することによって、平和状態への可能性を見出すことができると考察した。そして、IOCが権限による政治的な判断を積み上げていく過程で、政治の方に道徳を合わせ、両者を合致ないし両立させるという道徳の優位性が確保されていなければならないということを指摘した。

以上の考察により、オリンピックの平和構想とは、法的体制によるコスモポリタニズムの確立と人間の道徳的意志によって表出されるものであった。また、現実のオリンピック大会において、オリンピック憲章を遵守することは紛れもなく重要であるが、オリンピック憲章に則って行為を規定するだけでは平和状態は創れない。オリンピック憲章を最高の原理とみなしてそこから出発するのではなく、国際法と世界市民法を創り、公法の状態を義務づける必要がある。その上で、「信条が普遍的法則となることを、当の信条を通じて自分が同時に意欲できるような信条に従ってのみ、行為しなさい」という人類共通の普遍的な道徳法則から出発するという形式的原理を優先させることによって、オリンピックに平和をもたらす可能性が見出されるのである。さらに、IOCが権限による政治的な判断を積み上げていく過程で、政治の方に道徳を合わせ、両者を合致ないし両立させるという道徳の優位性を義務づける必要があった。

従って、オリンピックの平和構想における実践哲学とは、たとえどのような物理的結果が生じるにしても、国家や個人はオリンピック憲章を超える人類共通の普遍的な道徳法則を基礎に置くべきだと結論づけられる。